

2013年 1月

2号

発行編集 大垣市農業委員会
(大垣市丸の内2丁目29番地)

☎ 0584-81-4111(内線532)
Fax 0584-81-4899

大垣市農業委員会だより

年頭にあたって

大垣市農業委員会

副会長 高橋 滋



明けましておめでとうござい
ます。

輝かしい新年をお迎えのこと
と心からお慶び申し上げます。

皆様方には、日頃より農業委
員会活動の推進にあたり、格別
のご理解とご協力を賜り、厚く
お礼申し上げます。

さて、大垣市に限らず農業を
取り巻く環境は、農業従事者の
高齢化や後継者不足、農畜産物
の価格低迷など厳しさを増して
おり、これらを要因とした耕作
放棄地・不作付地の増加が、地域

の経済や環境に大きな影響を与
えることが懸念されています。

一方、農業は、私たちの生活に
様々な「めぐみ」をもたらしてく
れます。安全・安心な農産物の生
産のみならず、雨水を一時的に
貯留し災害を防ぐ、多様な生き
物を育む、暑さを和らげる、さら
には、24年度に川並地区で実施
された「ひまわり」の栽培でも実
感した、癒しや安らぎをもたら
すなど、多面的機能の維持・活用
も求められています。

大垣は都市近郊地域であり、

作物生産において条件が良くな
い農地も多く存在するものの、
生産者と市民の距離が近いこと
から、地産地消を推進するのに
適した地域です。女性や高齢者
による野菜等の生産・直売所出
荷、地域住民が農業に触れ合う
機会の充実等、農地の有効活用
を進めていくことが重要と考え
ています。

このような厳しい環境ではご
ざいますが、農業、農地を守るた
め気持ちを新たに、引きつづき
全力を傾注して農業委員会活動
を邁進して参りたいと考えてお
りますので、今後とも皆様のご
理解、ご協力を賜りますようよ
ろしくお願い申し上げます。

結びに、平成25年が明るく希
望に満ちあふれた年となります
ことを念願いたしますと共に、
皆様方の益々のご健勝とご多幸
を心よりご祈念申し上げます、
新年のご挨拶といたします。

農業委員の紹介

各地区の農業委員さんのコメントを順次紹介します

洲本地区

林 新太郎



「大垣市農業ビジョン」と農業委員会

明けましておめでとうございませす。

昔から本市は「水の都」と言われるように豊富な水を生かし活力みなぎる産業として成り立つ農業、生産者も消費者も喜び未来につながる愛される農業を基本理念として、平成24年度から28年度までの5年間、重点的に取り組む方向を示したのが、「大垣市農業ビジョン」である。

◎安全、安心して多様な農産物を提供する農業

◎優良農地を守り、耕作放棄地を生まない有効活用する農業

◎担い手や各地域のリーダーが育ち市民とともに歩

む農業

◎地産地消や農産物の加工など高附加価値や市民との交流体験により理解される農業

以上4つの目標を掲げ本市農業のバイブルともいえるものである。

こうした将来のビジョンを踏まえ農業委員会としては、通常の3・4・5・18条の農地法に基づく業務の外、農業者の利益代表機関であることを念頭に、明日の大垣市農業を担う、担い手・生産組織の育成と農業生産力の増大、農業者の経済力向上のため、まさに行動する農業委員会を目指してまいります。

荒崎地区

小川 勝幸



荒崎地区のご紹介

謹んで新年の御祝詞を申し上げます。

皆様お健やかに佳き新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

荒崎地区の農地は、大垣市の西の端にあり、昔は農村地帯でありましたが、現在は住宅地として変わり果てて行く中、この地区には四つの集落があります。昭和55年に集団転作作業を主とした三つの営農組織を作り現在まで来ましたが、農業後継者が少なくなり転作作業だけでなく、稲作作業も営農組織で行っていくよう話し合っている

ところであります。

また、今現在、地区には3人の担い手がいますので、昨年一部の集落で話し合いをして農地集積を行いました。

これからも高齢化・後継者不足になります。集落の農地は集落で守り、耕作放棄地にならないよう、地区の担い手の方にも協力していただき農地を守ってまいります。



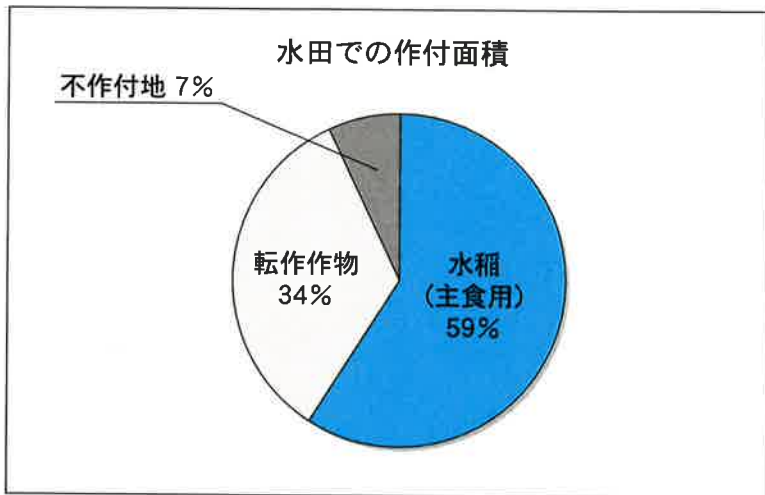
不作付地・調整水田・保全管理水田などをお持ちの皆様

自己保全管理などの作物作付けが行なわれていない農地については、

- ① 自ら、加工用米や自家・販売用として野菜の作付けを実施する
 - ② 地域の担い手に委託する
- などして、農地の有効活用をお願いします。

なお、農業者戸別所得補償制度において、「不作付地の改善計画」を提出した農地について、達成予定年度まで作物の作付が行なわれず、翌年も作付が行なわれないことが確実な場合には、当該農地について、米の所得補償交付金及び水田活用の所得補償交付金の、交付対象水田から除外されることになります。

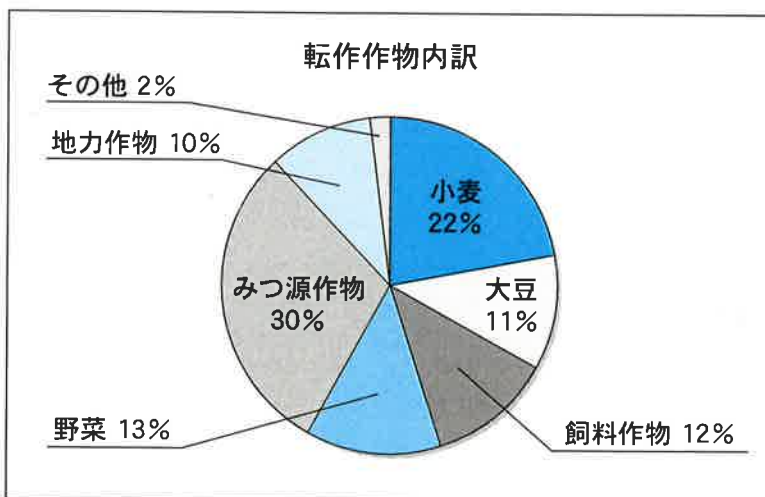
平成24年度 作物作付状況についてお知らせ



水田での作付面積

種 類	面 積(ha)
水稲(主食用)	1672
転作作物	957
不作付地	195
合 計	2824

大垣市は、農地のほとんどが水田となっており、そのうち、約60%で水稲の作付が行なわれています。転作は全体の1/3で、何も作物が作付けられていない水田が全体の7%で約200ヘクタールあります。



転作作物内訳

種 類	面 積(ha)
小 麦	210
大 豆	103
飼 料 作 物	115
野 菜	120
み つ 源 作 物	298
地 力 作 物	91
そ の 他	20
合 計	957

転作作物としては、従来から養蜂業者と連携しているみつ源れんげ、みつ源なたねが約30%を占め、次いで、国の戦略作物となっている小麦、大豆、飼料作物が合計で45%、その他果樹や野菜などで25%となっています。

農地を農地以外(住宅等)に利用する場合(農地転用)には許可が必要です。

農地の転用には、農地の所有者が自ら農地を農地以外に転用する場合と、転用目的で農地を買ったり、借りたりして、転用場合があります。農地法では前者を第4条転用、後者を第5条転用と呼んでおり、農業委員会の許可を受けなければなりません。

農地転用の手続きは、農地がどの区域にあるかにより異なります。

・市街化区域内の農地転用は届出になります。随時受け付けしておりますので、必要書類を農業委員会へ提出して下さい。

・市街化区域以外の農地転用は、農業委員会の許可が必要です。農業委員会で審査した後、県農業会議へ諮問しますので必要書類を毎月20日までに農業委員会へ提出して下さい。

平成21年の法律改正により農地転用許可は、規制強化されていますので、農業委員会事務局までお尋ね下さい。

なお、農業振興地域で農用地として指定されている土地は事前に除外の手続きが必要になりますので、農林課までお尋ね下さい。(問い合わせ先 市役所 内線523)

「選挙人名簿登載申請書」の提出をお願いします。

今年も農業委員会委員選挙人名簿の登載申請時期が近づいてきました。農家の代表者である農業委員の選挙は、地域と農業者の信頼に応える農業委員会制度の基礎であり、選挙人名簿は農業委員を選出する選挙人を確定する為の大変重要なものです。選挙人名簿の登載は、申請により行われますので、次の要件に全て該当する方は申請をお願いします。

○名簿搭載の要件

- ①大垣市内に住所がある方
- ②年齢が満20歳以上の方(今回は平成5年4月1日以前に生まれた方)
- ③10アール以上の農地につき耕作を営む方(経営者)、もしくはその同居の親族又は配偶者で耕作に従事する日数がおおむね年間60日以上の方

○申請書の提出期限

各改良組合を通してお配りした登載申請書を平成25年1月1日の状況に基づいて作成し、平成25年1月10日までに各改良組合を通して大垣市農業委員会又は上石津地域事務所及び墨俣地域事務所に届くように提出してください。

農地の賃借料情報について

平成21年12月15日に施行された、農地法の改正に伴い、今までの標準小作料制度が廃止され、これに代わり農地の賃借料情報を提供することになりました。

平成24年1月から平成24年12月までに、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃借料及び農地法3条許可により設定された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

田(水稻)の部 (平成24年1月から平成24年12月)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
大垣地域	4,000	7,000	4,000	297	市街化区域を除く
上石津地域	6,000	10,100	2,200	128	
墨俣地域	4,000	4,000	4,000	1	市街化区域を除く